

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 出納員の事務の委任【会計室】 2
- 北九州広域都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】 3
- 北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】 4

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5

北九州市告示第473号

次の表の第1欄に掲げる日から、同表の第2欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第7条の2第1項の規定により、当該事故のある期間、同表の第3欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第4欄に掲げる事務を委任させた。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

平成30 年12月 4日	広報室広報課長	広報室広報課企 画係長	会計管理者の命を受けてつかさどる広報課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務
--------------------	---------	----------------	--

北九州市告示第 4 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
蟹住団地地区計画	北九州市若松区大字蟹住地内
東田東部地区地区計画	北九州市八幡東区東田四丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	下到津一丁目及び板櫃町の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市公告第790号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区南丘二丁目890番1、890番3から890番21まで、893番9から893番12まで、893番16、893番17及び895番2	北九州市小倉北区木町一丁目6番4号 株式会社小倉地研 代表取締役 寺田賢作
北九州市八幡西区市瀬一丁目1082番1、1082番3から1082番10まで、1088番1、1088番5から1088番14まで、1089番1から1089番7まで、1091番6から1091番9まで、1095番1、1095番3、1095番4のうち、1095番5、1117番1、1117番4及び1118番1	北九州市八幡西区幸神四丁目7番4号 辰巳住宅株式会社 代表取締役 増田 修